

制定 平成28年2月15日 原規技発第1602151号 原子力規制委員会決定

使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈について次のように定める。

平成28年2月15日

原子力規制委員会

使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈の  
制定について

原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規技総発第120919097号）2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈（平成21・02・26 原院第8号（平成21年3月27日原子力安全・保安院制定））は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成28年2月15日より施行する。



使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第六条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。</p> <p>2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。</p>	<p>第6条 (材料及び構造)</p> <p>1 第1項に規定する「当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるもの」とは、容器等の材料、設計、製造及び検査において、下記要求事項が適切に反映されているものをいう。</p> <p>(1) 日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キャスク構造規格(JSME S FA1-2007)」(以下「金属キャスク構造規格」という。)第Ⅲ編第3章(材料)、第4章(設計)、第5章(製造)及び第6章(検査)に、次のイ)及びロ)に掲げる要件を追加したものに従って材料選択、設計、製作及び検査が行なわれていること。</p> <p>イ) 耐食性については、供用期間中において、全面腐食及び応力腐食割れ等に対して健全性を有するものであること。</p> <p>ロ) バスケット材料の規定については、供用期間中において、構造強度等の特性が健全性を有するものであること。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の金属キャスクのバスケット材料としてボロン添加ステンレス鋼を使用する場合には、金属キャスク構造規格添付3-4に適合させること。</p> <p>2 第2項に規定する「適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない」とは、金属キャスク構造規格におけるMCT-1200の規定に基づいた耐圧試験及び漏えい検査により、異常な変形及び著しい漏えいがないことが確認されることをいう。</p>